

令和8年7月10日

関係各位

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木 幸 寿
(公印省略)

附属学校教員の公募について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、本学では下記の要領で附属学校教員を公募いたします。

本学の附属学校は、公立の学校と同様な教育を行うほか、教員養成を目的とする大学の附属学校として、教育の理論と実践に関する研究・実証及び学生教育実習の指導にあたる使命を持ち、取り組んでいます。この趣旨を十分ご理解の上、応募して下さるようお願い申し上げます。当該校の概要は、ホームページで紹介しておりますのでご覧ください。

なお、本学では附属学校間の人事異動・交流を推進しているとともに、東京都教育委員会、横浜市教育委員会、杉並区教育委員会、さいたま市教育委員会及び5国立大学法人（筑波大学、お茶の水女子大学、東京大学、東京藝術大学、広島大学）との間で、人事交流協定を締結しております。この点につきましても、ご承知おき願います。

敬具

記

1. 勤務校	(雇入れ直後) 東京学芸大学附属大泉小学校 (変更の範囲) 人事交流等により東京学芸大学が設置する各附属学校間で異動及び下記機関等へ出向する場合あり。 東京都教育委員会、横浜市教育委員会、杉並区教育委員会、さいたま市教育委員会及び5国立大学法人（筑波大学、お茶の水女子大学、東京大学、東京藝術大学、広島大学）
2. 公募教員の職名	教諭
3. 募集人員	2名
4. 教科等	(雇入れ直後) 小学校全科 (変更の範囲) なし
5. 採用時期	令和9年4月1日付
6. 任期	なし
7. 試用期間	1年
8. 勤務形態・給与等	① 1年単位の変形労働時間制（授業期間中の勤務時間：8時15分～17時00分） 休日：土・日、国民の祝日、年末年始 休暇：年次有給休暇、特別休暇等 ② 給与は本学給与規則により経験年数に応じて決定 諸手当、期末・勤勉手当（年2回）の他、本学の定めるところによる ③ 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入
9. 応募期限	令和8年9月18日（金）必着
10. 応募条件	① 小学校の教員免許状を有すること。 ② 小学校の専任又は有期として3年以上の教職経験があることが望ましい。 ③ 教育実践及び教育研究（算数、理科、社会）の遂行に意欲があること。 ④ 国際教育（IB教育）への関心・意欲があること。 ⑤ 教員養成・教育実習の取組や実習生指導にも意欲があること。 ⑥ 臨海学校や宿泊行事への引率が可能であり、水泳の実技指導や補助ができることが望ましい。
11. 提出書類	① 履歴書（本学所定様式）※以下のURLからダウンロードしてください。 https://www2.u-gakugei.ac.jp/~jinjika/shokuin-bosyu/00_shiteirirekisho/rirekisyo_yoshiki_(R9.4.1).xlsx

	② 教員免許状（写）（取得見込み者を含む場合は、取得見込み証明書） ③ 教育研究活動の記録（研究論文・実践研究報告書・指導案等） 主なもの3点については、 <u>原本又は写しに200字程度の要旨（又は概要）を添付</u> ④ 小論文（レポート）1000字～2000字程度（A4サイズ1枚） テーマ「東京学芸大学附属大泉小学校で取り組みたい教育」
12. 選考方法	書類審査の上、面接、模擬授業（授業観察を含む。）等により総合的に選考します。 なお、選考においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重し、公平な選考を行うとともに、積極的に女性を採用します。 ※ 専任としての教職経験がない方（期限付の任用は専任に含めない。）には、上記による選考の他、筆記試験（教職教養）を実施します。
13. 面接予定日時	令和8年9月（下旬）予定 （詳細は追って本人に通知します。交通費等は本人負担です。）
14. 選考決定	東京学芸大学附属学校運営会議において、選考・決定します。
15. 応募書類送付先	〒178-0063 東京都練馬区 東大泉 5-22-1 東京学芸大学附属大泉小学校長宛 （「教員応募書類在中」と封筒に朱書きし、書留郵便で送付してください。）
16. 問合せ先	東京学芸大学附属大泉小学校 副校長 細井宏一 電話 03-5905-0200 FAX 03-5905-0209 メール kikunoko@u-gakugei.ac.jp
17. ホームページアドレス	https://www.es.oizumi.u-gakugei.ac.jp
18. 備 考	・定年は65歳です。（ただし、定年年齢引き上げ期間中の令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引上げ、令和13年4月に65歳となります。） ・受動喫煙防止措置：敷地内禁煙
19. 特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本学の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。